

## 第 1 2 5 号議案

### 長崎市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認等)

第 2 条 任命権者は、職員が修学部分休業（法第 2 6 条の 2 第 1 項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が修学部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の 1 週間当たりの正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 9 年長崎市条例第 3 1 号）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間をいう。）の 2 分の 1 を超えない範囲内で、当該職員の修学のため必要とされる時間について、5 分を単位として行うものとする。

3 法第 2 6 条の 2 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 8 3 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 9 1 条に規定する専攻科及び同法第 9 7 条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第 1 0 8 条に規定する短期大学
- (3) 学校教育法第 1 1 5 条に規定する高等専門学校

- (4) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (5) 学校教育法第134条に規定する各種学校
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設

4 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第113号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の期間の延長)

第4条 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業を開始した日から引き続き修学部分休業をしようとする期間が2年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、修学部分休業の期間の延長を申請することができる。

2 修学部分休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条第1項及び第2項の規定は、修学部分休業の期間の延長の承認について準用する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第5条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、修学部分休業に係る修学に支障が生じているとき。
- (4) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条第1項の規定による承認及びその承認を受けるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

地方公務員法の規定に基づき、本市の職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出する。

## 第 1 2 6 号議案

### 長崎市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 3 第 1 項並びに同条第 2 項において準用する法第 2 6 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第 2 条 任命権者は、6 0 歳に達した職員が高齢者部分休業（法第 2 6 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の 1 週間当たりの正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 9 年長崎市条例第 3 1 号）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間をいう。）の 2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位として行うものとする。

3 第 1 項の規定により承認する期間の始期は、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の日で任命権者が認める日とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号）第 1 3 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 1 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を長崎市職員退職手当条例（昭和32年長崎市条例第15号）第8条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び長崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 年長崎市条例第 号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び長崎市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

（高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮）

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（高齢者部分休業の休業時間の延長）

第6条 高齢者部分休業をしている職員は、第2条第2項に規定する範囲内において、任命権者に対し、休業時間の延長を申請することができる。

2 第2条第1項及び第2項の規定は、休業時間の延長の承認について準用する。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条第1項の規定による承認及びその承認を受けるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

地方公務員法の規定に基づき、本市の職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出する。

## 第 1 2 7 号議案

### 長崎市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が自己啓発等休業（法第 2 6 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 3 条 法第 2 6 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。

(1) 大学等課程の履修（法第 2 6 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として任命権者が定める場合は、3 年）

(2) 国際貢献活動（法第 2 6 条の 5 第 1 項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業 3 年

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設  
（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの  
（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献

活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条各号に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合

のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日（一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第113号）第5条第3項に規定する市長が定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 長崎市職員退職手当条例（昭和32年長崎市条例第15号）第6条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、自己啓発等

休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての長崎市職員退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の任命権者が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第2条の規定による承認及びその承認を受けるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

地方公務員法の規定に基づき、本市の職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出する。

## 第 1 2 8 号議案

### 長崎市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 6 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項まで並びに同条第 1 1 項において準用する法第 2 6 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が配偶者同行休業（法第 2 6 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 2 6 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 2 6 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって、外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって、外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの

（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条及び前条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかった

ことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和29年長崎市条例第31号）第10条の規定による市長が定める特別休暇のうち市長が別に定める休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務

を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年（同項の規定による申請があった場合にあっては、当該申請による延長前の申請期間の初日から延長後の申請期間の末日までの期間を通じて1年）を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日（一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第113号）第5条第3項に規定する市長が定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第 1 2 条 長崎市職員退職手当条例（昭和 3 2 年長崎市条例第 1 5 号）第 6 条の 4 第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての長崎市職員退職手当条例第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数（地方公務員法第 5 5 条の 2 第 1 項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（委任）

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第 2 条の規定による承認及びその承認を受けるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

地方公務員法の規定に基づき、本市の職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出する。

第 1 2 9 号議案

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

長崎市附属機関に関する条例（昭和 2 8 年長崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項中

「

長崎市被爆体験者精神医療受給者証審査会	被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する必要な事項の審査に関すること。	を
---------------------	-------------------------------------	---

」

「

長崎市被爆体験者精神医療受給者証審査会	被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する必要な事項の審査に関すること。	に改める。
長崎市第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会	第二種健康診断特例区域医療受給者証の交付に関する必要な事項の審査に関すること。	

」

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

第二種健康診断特例区域医療受給者証の交付に関する必要な事項を審査

するため、長崎市第二種健康診断特例区域医療受給者証審査会を設置したいので、この条例案を提出する。

## 第 1 3 0 号議案

修学部分休業等の制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年長崎市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 6 条の 6 第 7 項又は育児休業法」に改める。

第 8 条中「(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)」を削る。

第 1 0 条第 1 号中「育児休業法」を「地方公務員法第 2 6 条の 6 第 7 項又は育児休業法」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 1 7 年長崎市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 2 1 年長崎市条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 地方公務員法第 2 6 条の 2 第 1 項又は第 2 6 条の 3 第 1 項の規定による承認

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

修学部分休業等の制度の導入に伴い、配偶者同行休業の申請をした職員の業務を処理するために任用された職員を育児休業又は育児短時間勤務をすることができない職員に加える等したいので、この条例案を提出する。

## 第 1 3 1 号議案

### 長崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例

長崎市職員退職手当条例（昭和 3 2 年長崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改める。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第 3 9 項（見出しを含む。）中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 1 条第 1 1 項第 4 号及び附則第 3 9 項の改正規定並びに次項の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定 令和 7 年 6 月 1 日

（経過措置）

2 改正後の長崎市職員退職手当条例第 1 1 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した長崎市職員退職手当条例第 1 条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に安定し

た職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の長崎市職員退職手当条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに長崎市職員退職手当条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律により、国家公務員退職手当法の一部が改正され、失業者の退職手当の給付内容の見直しが行われたことに伴い、本市の職員についても同様の措置を講じたい。
- 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必要がある。

## 第 1 3 2 号議案

### 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 2 1 2 号イ(ア) a を除く。）中「第 1 5 0 号に掲げる区分」を「建築物確認区分」に、「第 2 0 3 号に掲げる区分」を「建築設備確認区分」に改める。

別表第 1 第 2 1 2 号イ(ア) a 中「第 1 5 0 号に掲げる区分」の次に「（以下「建築物確認区分」という。）」を、「第 2 0 3 号に掲げる区分」の次に「（以下「建築設備確認区分」という。）」を加える。

別表第 1 第 2 2 6 号及び第 2 2 7 号を次のように改める。

(226) 削除	
(227) 削除	

第 2 条 長崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 5 0 号から第 1 5 2 号までを次のように改める。

(150) 建築物に関する確認申請等手数料	ア 建築物を建築する場合（イ及びウに掲げる場合並びにエ及びオに掲げる移転する場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分			建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項（第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）
	(ア) 30平方メートル以内のもの	1件	8,000	
	(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	1万8,000	
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	3万1,000	
	(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	4万2,000	
	(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	6万6,000	
	(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	9万7,000	
	(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	23万1,000	
	(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件	33万5,000	
	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	1件	56万1,000	
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項又は第2項（これらの規定を建築物省エネ法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）を建築する場合（ウに掲げる場合を除く。）は、当該建築に係る床面積の合計に応じ、次に掲げる区分				
(ア) 一戸建て住宅で200平	1件	アの規定によ		

	方メートル未満のもの		る金額に1万1,000円を加算した金額	
	(イ) 一戸建て住宅で200平方メートル以上のもの	1件	アの規定による金額に1万2,000円を加算した金額	
	(ウ) 共同住宅等で300平方メートル未満のもの	1件	アの規定による金額に2万1,000円を加算した金額	
	(エ) 共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	アの規定による金額に3万3,000円を加算した金額	
	(オ) 共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	アの規定による金額に5万3,000円を加算した金額	
	(カ) 共同住宅等で5,000平方メートル以上のもの	1件	アの規定による金額に6万9,000円を加算した金額	
	ウ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、アに掲げる区分	1件	アに掲げる区分による金額	
	エ 建築物を移転（建築基準法第86条の7第4項の政令で定める範囲の移転に限る。）し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（オに掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	1件	アに掲げる区分による金額	
	オ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	1件	アに掲げる区分による金額	
(151) 建築物	ア 建築物を建築した場合（イ		円	建築基準

に関する 完了検査 申請等手 数料	に掲げる場合及びウに掲げる 移転した場合を除く。)は、 当該建築に係る部分の床面積 の合計に応じ、次に掲げる区 分			法第7条 第1項又 は第18 条第17 項
	(ア) 30平方メートル以内の もの	1件	2万	
	(イ) 30平方メートルを超え 100平方メートル以内の もの	1件	2万6,000	
	(ウ) 100平方メートルを超 え200平方メートル以内 のもの	1件	3万8,000	
	(エ) 200平方メートルを超 え500平方メートル以内 のもの	1件	4万3,000	
	(オ) 500平方メートルを超 え1,000平方メートル以 内のもの	1件	5万9,000	
	(カ) 1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル 以内のもの	1件	8万	
	(キ) 2,000平方メートルを 超え1万平方メートル以内 のもの	1件	19万3,000	
	(ク) 1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内のも の	1件	28万2,000	
	(ケ) 5万平方メートルを超え るもの	1件	49万3,000	
イ 建築物省エネ法第10条第 1項の規定が適用される建築 物(建築基準法施行規則(昭 和25年建設省令第40号) 第4条第4号ハに該当する場 合(特定建築行為(建築物省 エネ法第11条第1項に規定 する特定建築行為をいう。) に係る住宅が建築物エネルギ ー消費性能基準に適合する住 宅と同等以上のエネルギー消 費性能を有するものである旨 の建設住宅性能評価に限る。 )及び建築基準法第6条の4 第1項第3号に掲げる建築物 を除く。次号において同じ。 )を建築した場合は、当該建 築に係る部分の床面積の合計 に応じ、次に掲げる区分				
(ア) 30平方メートル以内の もの	1件	アの規定によ る金額に4,0 00円を加算 した金額		
(イ) 30平方メートルを超え	1件	アの規定によ		

	100平方メートル以内のもの		る金額に4,000円を加算した金額	
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額	
	(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に6,000円を加算した金額	
	(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に1万円を加算した金額	
	(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額	
	(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額	
	(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額	
	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	1件	アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額	
	ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	1件	アに掲げる区分による金額	
(152) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料	ア 建築物（当該建築物が建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物である場合に限る。ウにおいて同じ。）を建築した場合（移転した場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		円	建築基準法第7条第1項又は第18条第17項
	(ア) 30平方メートル以内のもの	1件	1万6,000	
	(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	2万3,000	
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	3万5,000	

(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	4万
(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	5万5,000
(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	7万6,000
(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	18万2,000
(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件	26万8,000
(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	1件	47万4,000
イ 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(ア) 30平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に4,000円を加算した金額
(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に6,000円を加算した金額
(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に1万円を加算した金額
(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額
(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額
(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件	アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額

	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	1件	アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額
	ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	1件	アに掲げる区分による金額

別表第1第153号(ア)中「1万3,000」を「1万5,000」に改め、同号(イ)中「1万6,000」を「2万」に改め、同号(ウ)中「2万2,000」を「3万2,000」に改め、同号(エ)中「2万8,000」を「3万8,000」に改め、同号(カ)中「4万9,000」を「5万2,000」に改め、同号(キ)中「6万6,000」を「7万」に改め、同号(ク)中「14万7,000」を「15万9,000」に改め、同号(ケ)中「22万2,000」を「23万9,000」に改め、同号(セ)中「40万7,000」を「43万」に改め、同表第203号ア(ア)中「1万1,000」を「1万3,000」に改め、同号イ(ア)中「7,000」を「9,000」に改め、同表第204号中「1万6,000」を「1万7,000」に、「1万」を「1万1,000」に改め、同表第205号ア中「1万1,000」を「1万3,000」に改め、同号イ中「6,000」を「9,000」に改め、同表第218号から第222号までを次のように改める。

(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第2項に規定する申出がない場合	(7) 一戸建て住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。）の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合には、(ウ)の規定による。）	a 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下「低炭素建築物適合証」という。）の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のとき	1件	3万3,800	低炭素化促進法第53条第1項
			b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法	1件	2万4,900	

		のとき		
		c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき	1件	1万7,200
		d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	1件	4,600
(i) 共同住宅等の住棟全体の場	a	(a) 当該共同住宅等の共用部分の床面積の合計（以下この号において「共用部分床面積」という。）が300平方メートル以内の場合は、当該共同住宅等の住戸の数の合計（以下「共同住宅等住戸数」という。）に応じ、次に掲げる区分 I 1戸の場合 II 1戸を		
			1件	14万1,900
			1件	17万6,400

	III	超え5戸以下の場合 5戸を超え10戸以下の場合	1件	20万4,200
	IV	10戸を超え25戸以下の場合	1件	24万3,400
	V	25戸を超え50戸以下の場合	1件	30万2,400
	VI	50戸を超え100戸以下の場合	1件	38万6,600
	VII	100戸を超え200戸以下の場合	1件	48万5,400
	VIII	200戸を超え300戸以下の場合	1件	60万2,800
	IX	300戸	1件	68万9,000

				戸を 超え る場 合	
				(b) 共用 部分床 面積が 300 平方メ ートル を超え 2,00 0平方 メート ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a(a)に 掲げる 区分	1件 共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)に掲げ る区分による 金額 (以下こ の号において 「(イ) a (a)の規 定による金額 」という。)に 7万300 円を加算した 金額
				(c) 共用 部分床 面積が 2,00 0平方 メート ルを超 え5,0 00平方 メート ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、 (イ) a (a) に掲げ る区分	1件 共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の規定 による金額に 16万9,80 0円を加算し た金額
				(d) 共用 部分床 面積が 5,00 0平方 メート ルを超 え1万 平方メ ートル 以内の	1件 共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の規定 による金額に 24万8,70 0円を加算し た金額

			場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) に掲げる区分	
			(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) の規定による金額に31万8,300円を加算した金額
			(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a (a) の規定による金額に38万8,600円を加算した金額
			b (a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住	円
			低炭素建築物適合	

証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき	戸数に 応じ、 次に掲 げると 区分		
	I 1 戸の 場合	1件	13万3,000
	II 1 戸を 超え 5戸 以下 の場 合	1件	15万8,000
	III 5 戸を 超え 10 戸以 下の 場 合	1件	17万8,300
	IV 1 0戸 を超 え2 5戸 以下 の場 合	1件	20万8,500
	V 2 5戸 を超 え5 0戸 以下 の場 合	1件	25万4,400
	VI 5 0戸 を超 え1 00 戸以 下の 場 合	1件	32万2,000
	VII 1 00 戸を 超え 20 0戸 以下 の場 合	1件	40万3,400
VIII 2	1件	49万3,300	

				00戸を超え300戸以下の場合		
			IX	300戸を超える場合	1件	55万4,900
			(b)	共用部分床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分による金額（以下この号において「(イ) b(a)の規定による金額」という。）に7万300円を加算した金額
			(c)	共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b(a)の規定による金額に16万9,800円を加算した金額

				(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に24万8,700円を加算した金額
				(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に31万8,300円を加算した金額
				(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) に掲げる	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) b (a) の規定による金額に38万8,600円を加算した金額

	区分		円
c	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、掲げる区分		
		I 1戸の場合	1件 12万5,300
		II 1戸を超え5戸以下の場合	1件 14万600
		III 5戸を超え10戸以下の場合	1件 15万5,200
		IV 10戸を超え25戸以下の場合	1件 17万5,700
		V 25戸を超え50戸以下の場合	1件 21万200
	VI 50戸を超え100戸以下の場合	1件 26万2,600	
	低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき		

				下の 場合 Ⅶ 1 00 戸を 超え 20 0戸 以下 の場 合	1件	32万8,300
				Ⅷ 2 00 戸を 超え 30 0戸 以下 の場 合	1件	39万2,600
				Ⅸ 3 00 戸を 超え る場 合	1件	43万1,700
				(b) 共用 部分床 面積が 300 平方メ ートル を超え 2,00 0平方 メート ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(i) c(a)に 掲げる 区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) c (a)に掲げ る区分による 金額（以下こ の号において 「(i) c (a)の規 定による金額 」という。） に7万300 円を加算した 金額
				(c) 共用 部分床 面積が 2,00 0平方 メート ルを超 え5,0 00平	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) c (a)の規定 による金額に 16万9,80 0円を加算し た金額

			方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	
			(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) の規定による金額に24万8,700円を加算した金額
			(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) の規定による金額に31万8,300円を加算した金額
			(f) 共用部分床面積が2万5,000	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) の規定による金額に38万8,600

	平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ)c(a)に掲げる区分		0円を加算した金額
	d (a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		円
	I 1戸の場合	1件	1万3,900
	II 1戸を超え5戸以下の場合	1件	1万8,600
	III 5戸を超え10戸以下の場合	1件	2万5,200
	IV 10戸を超え25戸以下の場合	1件	3万5,800
	V 25戸を超	1件	5万3,700
	低炭素建築物適合証の提出がある場合		

				え5 0戸 以下 の場 合		
			VI	5 0戸 を超 え1 00 戸以 下の 場合	1件	8万8,900
			VII	1 00 戸を 超え 20 0戸 以下 の場 合	1件	13万5,300
			VIII	2 00 戸を 超え 30 0戸 以下 の場 合	1件	16万8,400
			IX	3 00 戸を 超え る場 合	1件	17万9,100
			(b)	共用 部分床 面積が 300 平方メ ートル を超え 2,00 0平方 メートル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(i) d(a)に 掲げる	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (i) d(a)に掲げ る区分による 金額（以下こ の号において 「(i) d(a)の規 定による金額 」という。） に1万7,20 0円を加算し た金額

区分		
(c) 共用部分床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)の規定による金額に7万300円を加算した金額
(d) 共用部分床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)の規定による金額に11万6,700円を加算した金額
(e) 共用部分床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)の規定による金額に14万9,800円を加算した金額

		戸数に応じ、 (イ) d(a) に掲げる区分		
		(f) 共用部分床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)の規定による金額に18万9,600円を加算した金額
	(ウ) 共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合		1件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(ア)に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供する部分を1棟の建築物とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(エ) 住宅の部分 を有し ない建	a 1棟の建築物の床面積の合計に応じ、 低炭		

<p>建築物（以下「非住宅建築物」という。）の全体の場</p>	<p>素建築物適合証の提出がない場合</p>	次に掲げる区分		
		(a) 300平方メートル以内の場合	1件	23万8,700円（ただし、低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する国土交通大臣が定める基準により、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準が適用されない非住宅建築物（以下「外皮性能の基準を適用しないもの」という。）にあっては、10万8,100円）
		(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件	38万700円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、17万8,400円）
		(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件	54万1,800円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、27万7,900円）
		(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	1件	66万4,500円（ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあつては、35万6,800円）
		(e) 1万平方メートルを超え	1件	78万3,200円（ただし、外皮性能の基準を適用しな

		2万5,000平方メートル以内の場合		いものにあっ ては、42万 6,400円)
		(f) 2万5,000平方メートルを超える場合	1件	89万3,900円(ただし、外皮性能の基準を適用しないものにあっ ては、49万 6,700円)
	b	1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		円
	低炭素建築物適合証の提出がある場合	(a) 300平方メートル以内の場合	1件	9,300
		(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	1件	2万6,500
		(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	1件	7万9,600
		(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	1件	12万6,000
		(e) 1万平方メ	1件	15万9,100

		<p>一ト ルを 超え 2万 5,0 00平 方メ ートル 以内 の場 合</p> <p>(f) 2万 5,0 00平 方メ ートル を超 える場 合</p>	1件	19万8,900
イ 低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出があった場合	(7) 一戸建て住宅の住宅のみの場合 (ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあつては、(7)の規定による。)		1件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額) にア(7)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(4) 共同住宅等の住棟全体の場 合		1件	建築物確認区分による金額 (建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額) にア(4)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(7) 複合建築物又は住		1件	建築物確認区分による金額 (建築設備の

		宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的場合			設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額) にア(ウ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
		(エ) 非住宅建築物の全体的場合		1件	建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した金額) にア(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額	
(219) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア 低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出がない場合	(7) 一戸建て住宅の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体的申請を併せて行う場合にあつては、(ウ)の規定による。)	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のとき	1件	円 1万6,900	低炭素化促進法第55条第1項
			b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のとき	1件	1万2,400	
			c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	1件	8,600	
			d 低炭素建築物適合証の提出がある	1件	2,300	

		場合			
(イ) 共同住宅等の住棟全体の 場合	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が標準計算法のと き	(a) 当該共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあつては、これに当該増加する床面積を加算した面積）（この号において「共用部分変更床面積」という。）が300平方メートル以内の場合、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分			
		I 1戸の場合	1件	12万5,000	
		II 1戸を超え5戸以下の場合	1件	14万2,200	

	III	5戸を超え10戸以下の場合	1件	15万6,100
	IV	10戸を超え25戸以下の場合	1件	17万5,700
	V	25戸を超え50戸以下の場合	1件	20万5,200
	VI	50戸を超え100戸以下の場合	1件	24万7,300
	VII	100戸を超え200戸以下の場合	1件	29万6,700
	VIII	200戸を超え300戸以下の場合	1件	35万5,400
	IX	300戸を超える場	1件	39万8,500

				合		
				(b) 共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トルを 超え2, 000 平方メ ートル 以内の 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) a (a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)に掲げ る区分による 金額（以下こ の号において 「(イ) a (a)の規 定による金額 」という。） に7万300 円を加算した 金額
				(c) 共用 部分変 更床面 積が2, 000 平方メ ートル を超え 5,00 0平方 メート ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) a (a)に 掲げる 区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の規定 による金額に 16万9,80 0円を加算し た金額
				(d) 共用 部分変 更床面 積が5, 000 平方メ ートル を超え 1万平 方メー トル以 内の場 合は、	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) a (a)の規定 による金額に 24万8,70 0円を加算し た金額

			共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) a(a)に掲げる区分	
			(e) 共用部分変更床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) a(a)の規定による金額に31万8,300円を加算した金額
			(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、 (イ) a(a)の規定による金額に38万8,600円を加算した金額
	b	(a)	共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) a(a)に掲げる区分	円
	低炭素建築物適合			

証の提出がない場合であって、評価手法が仕様・計算併用法のとき	住宅等に 戸数に 応じ、掲 げられる 区分		
	I 1戸の場合	1件	12万500
	II 1戸を超え5戸以下の場合	1件	13万3,000
	III 5戸を超え10戸以下の場合	1件	14万3,200
	IV 10戸を超え25戸以下の場合	1件	15万8,300
	V 25戸を超え50戸以下の場合	1件	18万1,200
	VI 50戸を超え100戸以下の場合	1件	21万5,000
VII 100戸を超え200戸以下の場合	1件	25万5,700	

VIII 2 00 戸を 超え 30 0戸 以下 の場 合	1件	30万700
IX 3 00 戸を 超え る場 合	1件	33万1,500
(b) 共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トルを 超え2, 000 平方メ ートル 以内の 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) b (a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) b (a)に掲げ る区分による 金額 (以下こ の号において 「(イ) b (a)の規 定による金額 」という。) に7万300 円を加算した 金額
(c) 共用 部分変 更床面 積が2, 000 平方メ ートル を超え 5,00 0平方 メート ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) b (a)に 掲げる	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) b (a)の規定 による金額に 16万9,80 0円を加算し た金額

				区分		
				(d) 共用 部分変 更床面 積が5, 000 平方メ ートル を超え 1万平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) b (a) に掲げ る区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) b (a)の規定 による金額に 24万8,70 0円を加算し た金額
				(e) 共用 部分変 更床面 積が1 万平方 メート ルを超 え2万 5,00 0平方 メート ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) b (a)に 掲げる 区分	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) b (a)の規定 による金額に 31万8,30 0円を加算し た金額
				(f) 共用 部分変 更床面 積が2 万5,0 00平 方メー トルを 超える 場合は、 共同住 宅等住 戸数に	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) b (a)の規定 による金額に 38万8,60 0円を加算し た金額

	応じ、 (イ) b (a) に掲げ る区分		
	c (a) 共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 次に掲 げる区 分		円
	低炭素建築物適合証の提出がない場合であって、評価手法が仕様基準のとき		
	I 1 戸の場 合	1件	11万6,700
	II 1 戸を超 え5戸 以下の 場合	1件	12万4,300
	III 5 戸を超 え10 戸以下 の場合	1件	13万1,600
	IV 1 0戸を 超え2 5戸以 下の場 合	1件	14万1,900
	V 2 5戸を 超え5 0戸以 下の場 合	1件	15万9,100
	VI 5 0戸	1件	18万5,300

				を 超 え 1 0 0 戸 以 下 の 場 合	VII 1	1 件	21 万 8, 200
				戸 を 超 え 2 0 0 戸 以 下 の 場 合	VIII 2	1 件	25 万 300
				戸 を 超 え 3 0 0 戸 以 下 の 場 合	IX 3	1 件	26 万 9, 900
				戸 を 超 え る 場 合			
				(b) 共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トルを 超え2, 000 平方メ ートル 以内の 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) c (a) に掲げ る区分		1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) c (a)に掲げ る区分による 金額 (以下こ の号において 「(イ) c (a)の規 定による金額 」という。)に 7万300 円を加算した 金額
				(c) 共用 部分変 更床面 積が2, 000		1 件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) c (a)の規定 による金額に 16万9,800

			平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c(a)に掲げる区分	0円を加算した金額
			(d) 共用部分変更床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c(a)に掲げる区分	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c(a)の規定による金額に24万8,700円を加算した金額
			(e) 共用部分変更床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c(a)に	1件 共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c(a)の規定による金額に31万8,300円を加算した金額

				掲げる区分		
				(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) c (a) の規定による金額に38万8,600円を加算した金額
			d	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分		円
			低炭素建築物適合証の提出がある場合	I 1戸の場合	1件	1万1,600
				II 1戸を超え5戸以下の場合	1件	1万3,900
				III 5戸を超え10戸以下の場合	1件	1万7,200
				IV 10戸を超	1件	2万2,500

				え2 5戸 以下 の場 合		
			V	2 5戸 を超 え5 0戸 以下 の場 合	1件	3万1,500
			VI	5 0戸 を超 え1 00 戸以 下の 場合	1件	4万9,100
			VII	1 00 戸を 超え 20 0戸 以下 の場 合	1件	7万2,300
			VIII	2 00 戸を 超え 30 0戸 以下 の場 合	1件	8万8,800
			IX	3 00 戸を 超え る場 合	1件	9万4,200
			(b)	共用 部分変 更床面 積が3 00平 方メー トルを 超え2, 000 平方メ	1件	共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) d (a)に掲げ る区分による 金額 (以下こ の号において 「(イ) d (a)の規 定による金額 」という。) に1万7,20

		ートル 以内の 場合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) d (a) に掲げ る区分	0円を加算し た金額
		(c) 共用 部分変 更床面 積が2, 000 平方メ ートル を超え 5,00 0平方 メート ル以内 の場合 は、共 同住宅 等住戸 数に応 じ、(イ) d (a)に 掲げる 区分	1件 共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) d (a)の規定 による金額に 7万300円 を加算した金 額
		(d) 共用 部分変 更床面 積が5, 000 平方メ ートル を超え 1万平 方メー トル以 内の場 合は、 共同住 宅等住 戸数に 応じ、 (イ) d (a) に掲げ る区分	1件 共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) d (a)の規定 による金額に 11万6,70 0円を加算し た金額
		(e) 共用 部分変 更床面 積が1	1件 共同住宅等住 戸数に応じ、 (イ) d (a)の規定 による金額に

			万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)に掲げる区分		14万9,800円を加算した金額
			(f) 共用部分変更床面積が2万5,000平方メートルを超える場合は、共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)に掲げる区分	1件	共同住宅等住戸数に応じ、(イ) d(a)の規定による金額に18万9,600円を加算した金額
		(g) 複合建築物又は住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の場合		1件	複合建築物における共同住宅等の部分の共用部分を共同住宅等の共用部分とみなして適用する(イ)に掲げる区分による金額（住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の場合にあっては、(ア)に掲げる区分による金額）に、複合建築物又は一戸建て住宅の住宅以外の用途に供す

				る部分を1棟の建築物とみなして適用する(エ)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(エ) 非住宅建築物の全体的場合		1件	1棟の建築物（複合建築物の場合は共用部分を除く非住宅建築物部分）の計画変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合には、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積）について、前号ア(エ)に掲げる区分に応じた金額
イ 低炭素化促進法第5条第2項に規定する申出があった場合	(ア) 一戸建て住宅の住宅のみの場合（ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合には、(ウ)の規定による。）		1件	建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合には、建築設備確認区分による金額を加算した金額）にア(ア)に掲げる区分による金額を加算した金額
	(イ) 共同住宅等の住棟		1件	建築物確認区分による金額（建築設備の

		全体の 場合			設置がある場合 にあつては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 金額) にア(イ) に掲げる区分 による金額を 加算した金額	
		(ウ) 複合 建築物 又は住宅以外 の用途 に供す る部分 を有す る一戸 建て住 宅の建 築物の 全体の 場合		1件	建築物確認区 分による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあつては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 金額) にア(ウ) に掲げる区分 による金額を 加算した金額	
		(エ) 非住 宅建築 物の全 体の場 合		1件	建築物確認区 分による金額 (建築設備の 設置がある場 合にあつては、 建築設備確認 区分による金 額を加算した 金額) にア(エ) に掲げる区分 による金額を 加算した金額	
(220) 建築物 エネルギー 消費性 能確保計 画の適合 性判定手 数料	ア 一戸建て住宅 の場合	a 評価手 法が標準 計算法の 場合は、 当該一戸 建て住宅 の床面積 の合計に 応じ、次 に掲げる 区分 (a) 20 0平方 メートル未 満の もの (b) 20 0平方 メートル 以上			円	建築物省 エネ法第 11条第 1項又は 第12条 第2項
				1件	3万3,800	
				1件	3万7,800	

		のもの		
		b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		(a) 200平方メートル未満のもの	1件	2万5,200
		(b) 200平方メートル以上のもの	1件	2万7,800
		c 評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		(a) 200平方メートル未満のもの	1件	1万7,200
		(b) 200平方メートル以上のもの	1件	1万8,600
	イ 共同住宅等の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		

	(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	6万8,300
	(b) 30 0平方 メートル以 上	1件	11万4,000
	2,00 0平方 メートル未 満のもの	1件	19万4,300
	(c) 2,0 00平方 メートル以 上5,0 00平方 メートル未 満のもの	1件	27万8,500
	(d) 5,0 00平方 メートル以 上のもの	1件	27万8,500
	b 評価手 法が仕様 ・計算併 用法の場 合は、当 該共同住 宅等の床 面積の合 計に応じ、 次に掲げ る区分		
	(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	5万400
	(b) 30 0平方 メートル以 上	1件	8万4,900
	2,00 0平方 メートル未 満のもの		

	(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	14万7,900
	(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	21万6,200
	c 評価手法が仕様基準の場合、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 300平方メートル未満のもの	1件	3万2,500
	(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	5万6,400
	(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	10万2,100
	(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	15万4,500

<p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合</p>	<p>a 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p>	<p>1件</p>	<p>1万8,600</p>
	<p>(a) 300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>3万7,100</p>
	<p>(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>9万4,200</p>
	<p>(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>14万1,900</p>
	<p>(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p>	<p>17万6,400</p>
	<p>(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方</p>		

		方メ トル未 満のも の (f) 2万 5,00 0平方 メート ル以上 のもの	1件	21万8,800
		b 非住宅 建築物の 評価手法 が標準入 力法又は 主要室入 力法の場合、当 該非住宅 建築物の 床面積の 合計に応 じ、次に 掲げる区 分		
		(a) 30 0平方 メート ル未満 のもの	1件	2万2,500
		(b) 30 0平方 メート ル以上 2,00 0平方 メート ル未満 のもの	1件	4万2,400
		(c) 2,0 00平方 メート ル以上 5,0 00平方 メート ル未満 のもの	1件	10万800
		(d) 5,0 00平方 メート ル以上 1万 平方メ	1件	14万9,200

		<p>ートル未満のもの (e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</p>	1件	18万4,300
		<p>(f) 2万5,000平方メートル以上のもの</p>	1件	22万8,100
	エ アからウまで 以外の場合	<p>a 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p>		
		<p>(a) 300平方メートル未満のもの</p>	1件	8万6,200
		<p>(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	1件	14万4,600
		<p>(c) 2,000平方メートル以上5,000平方</p>	1件	23万4,100

	方メー トル未 満のも の (d) 5,0 00平 方メー トル以 上1万 平方メ ートル 未満の もの	1件	30万5,700
	(e) 1万 平方メ ートル 以上2 万5,0 00平 方メー トル未 満のも の	1件	36万7,400
	(f) 2万 5,00 0平方 メー トル以 上のも の	1件	43万1,000
	b 非住宅 建築物の 評価手法 が標準入 力法又は 主要室入 力法の場合 は、当該非住宅 建築物の 床面積の 合計に応 じ、次に 掲げる区 分		
	(a) 30 0平方 メー トル未 満の もの	1件	22万5,500
	(b) 30 0平方 メー トル以 上2,00 0平方 メー トル	1件	36万4,700

		ル未満のもの (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件	52万600	
		(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 1件	64万1,300	
		(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 1件	75万8,000	
		(f) 2万5,000平方メートル以上のもの 1件	86万4,800	
	オ 住宅及び非住宅建築物の複合建築物の場合		1件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとにアからエまでに該当する金額を合計した金額
(221) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料	ア 一戸建て住宅の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる	円	建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項

	区分 (a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	1万6,900
	(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	1万8,900
	b 評価手 法が仕様 ・計算併 用法の場 合は、当 該一戸建 て住宅の 床面積の 合計に応 じ、次に 掲げる区 分		
	(a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	1万2,600
	(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	1万3,900
	c 評価手 法が仕様 基準の場 合は、当 該一戸建 て住宅の 床面積の 合計に応 じ、次に 掲げる区 分		
	(a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	8,600
	(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	9,300

イ 共同住宅等の 場合	a 評価手法が標準 計算法の 場合は、 当該共同 住宅等の 床面積の 合計に応 じ、次に 掲げる区 分		
	(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	3万4,100
	(b) 30 0平方 メートル以 上	1件	5万7,000
	(c) 2,0 00平方 メートル未 満のもの	1件	9万7,100
	(d) 2,0 00平方 メートル以 上5,0 00平方 メートル未 満のもの	1件	13万9,200
b 評価手法が仕様 ・計算併 用法の場 合は、当 該共同住 宅等の床 面積の合 計に応じ 、次に掲 げる区分			
(a) 30 0平方 メートル	1件	2万5,200	



	上5,000平方メートル未満のもの (d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	7万7,200
ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	a 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 300平方メートル未満のもの	1件	9,300
	(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	1万8,500
	(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	4万7,100
	(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	7万900

		トル以上1万平方メートル未満のもの (e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	8万8,200
		(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	10万9,400
		b 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		(a) 300平方メートル未満のもの	1件	1万1,200
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	2万1,200
		(c) 2,000平方メートル以上	1件	5万400

	上5,000平方メートル未満のもの (d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの (e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの (f) 2万5,000平方メートル以上のもの	1件  1件  1件	7万4,600  9万2,100  11万4,000
エ アからウまで 以外の場合	a 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (a) 300平方メートル未満のもの (b) 300平方メートル以上	1件  1件	4万3,100  7万2,300

		2,000平方メートル未満のもの		
	(c)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	11万7,000
	(d)	5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	15万2,800
	(e)	1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	18万3,700
	(f)	2万5,000平方メートル以上のもの	1件	21万5,500
	b	非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a)	30	1件	11万2,700

	0平方メートル未満のもの (b) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1件	18万2,300
	(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	26万300
	(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	32万600
	(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	37万9,000
	(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	43万2,400
オ 住宅及び非住宅建築物の複合建築物の場合		1件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとにアからエまでに該当する金額を合計した

				金額		
				円		
(222) 建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画の認定 申請手数 料	ア 建 築物 省エ ネ法 第3 0条 第2 項に 規定 する 申出 がない場 合	(ア) 建 築物 省エ ネ法 第1 4条 第1 項に 規定 する 登録 建 築物 エネ ルギー 消費 性 能 判 定 機 関 又 は 品 確 法 第 5 条 第 1 項 に 規 定 す る 登 録 住 宅 性 能 評 価 機 関 が 当 該 計 画 が 建 築 物 省 エ ネ 法 第 3 0 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 証 す る 書 類 ( 以 下 「 建 築 物 省 エ ネ 適 合 証 」 と い う 。) 又 は 性 能 評 価 書 の 添 付 が あ る も の ( イ )又 は ( ロ )に 掲 げ る 場 合 を 除 く 。) )	a 一戸建 て住宅の 場合は、 当該一戸 建て住宅 の床面積 の合計に 応じ、次 に掲げる 区分			建築物省 エネ法第 29条第 1項
			(a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	4,600	
			(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	4,600	
			b 共同住 宅等の場 合は、当 該共同住 宅等の床 面積の合 計に応じ、 次に掲げ る区分			
			(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	9,300	
			(b) 30 0平方 メートル以 上 2,00 0平方 メートル未 満のもの	1件	1万9,900	
			(c) 2,0 00平方 メートル以 上5,0 00平方 メートル未 満のもの	1件	4万4,400	
(d) 5,0	1件	7万9,600				

		00平方メートル以上のもの		
(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 20平方メートル未満のもの	1件	3万3,800
		(b) 20平方メートル以上のもの	1件	3万7,800
	b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 30平方メートル未満のもの	1件	6万8,300
		(b) 30平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	11万4,000
		(c) 2,000平方メートル以上のもの	1件	19万4,300

		00平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの (d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	27万8,500
(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	1件	2万4,900
		(b) 200平方メートル以上のもの	1件	2万7,500
	b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満	1件	4万9,800

		のもの (b) 30 0平方 メートル以上 2,00 0平方 メートル未 満のもの	1件	8万4,000
		(c) 2,0 00平方 メートル以 上5,0 00平方 メートル未 満のもの	1件	14万6,300
		(d) 5,0 00平方 メートル以 上のもの	1件	21万3,900
(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(ウ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	1万7,200
		(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	1万8,500
		b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の		

	床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 300平方メートル未満のもの	1件	3万2,500
	(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	5万6,300
	(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	10万2,100
	(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	15万4,500
(㊦) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(㊦)又は(㊧)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300平方メートル未満のもの	1件	9,300
	b 300平方メートル以上2,000平方メー	1件	2万6,500

		トル未満のもの c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	7万9,600
		d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	12万6,000
		e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	15万9,100
		f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	19万8,900
	(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)から(エ)まで又は(ウ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		a 300平方メートル未満のもの	1件	8万6,200
		b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	14万4,500
		c 2,000平方メートル以上5,000平方メ	1件	23万4,100

		<p>ートル未満のもの d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</p>	1件	30万5,700
		<p>e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</p>	1件	36万7,400
		<p>f 2万5,000平方メートル以上のもの</p>	1件	43万1,000
	<p>(※) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)又は(イ)に掲げる場合を除く。)</p>	<p>非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p>		
		<p>a 300平方メートル未満のもの</p>	1件	9,300
		<p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	1件	2万6,500
		<p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	1件	7万9,600
		<p>d 5,000平方メートル以上1万平</p>	1件	12万6,000

		方メートル未満のもの e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	15万9,100
		f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	19万8,900
(7) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。)		非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		a 300平方メートル未満のもの	1件	22万5,500
		b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	36万4,700
		c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	52万600
		d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	64万1,300
		e 1万平方メートル以上2	1件	75万8,000

		万5,000平方メートル未満のもの			
		f 2万5,000平方メートル以上のもの		1件	86万4,700
	(ケ) 住宅及び非住宅建築物の複合建築物			1件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(カ)までに該当する金額を合計した金額
イ 建築物省エネ法第30条第2項に規定する申出がある場合	(ア) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(カ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅の場合		1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(ア) aに掲げる区分による金額を加算した金額
		b 共同住宅等の場合		1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(ア) bに掲げる区分による金額を加算した金額
	(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の	a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合		1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の

		添付がないもの(ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)		設置がある場合 にあつては、 建築物確認 区分による金 額を加算した 額)に、ア(イ) aに掲げる区 分による金額 を加算した金 額
		b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額
	(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(ウ)aに掲げる区分による金額を加算した金額
		b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(ウ)bに掲げる区

			分による金額を加算した金額
(エ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(ウ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(エ)aに掲げる区分による金額を加算した金額
	b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(エ)bに掲げる区分による金額を加算した金額
(オ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)又は(イ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(オ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定め	1件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額

	<p>価書の添付がないもの(イ)から(エ)まで又は(ウ)に掲げる場合を除く。)</p>	<p>評価方法の場合</p>		<p>(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(カ)に掲げる区分による金額を加算した金額</p>
	<p>(キ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)又は(イ)に掲げる場合を除く。)</p>	<p>非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合</p>	<p>1件</p>	<p>当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(キ)に掲げる区分による金額を加算した金額</p>
	<p>(ク) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。)</p>	<p>非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合</p>	<p>1件</p>	<p>当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(ク)に掲げる区分による金額を加算した金額</p>
	<p>(ケ) 住宅及び非住宅建築物の複合建築物</p>		<p>1件</p>	<p>住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(ク)までに該当する金額を合計した金額</p>

別表第1第223号中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表第224号及び第225号を次のように改める。

(224) 建築物 エネルギー消費性 能向上計画の変更 認定申請 手数料	ア 建築物 省エネ法 第30条 第2項に 規定する 申出がない場 合	(ア) 建築物 省エネ適合 証又は性能評 価書の添付が あるもの(イ) 又は(キ)に掲げ る場合を除く。 )	a 一戸建 て住宅の 場合は、 当該一戸 建て住宅 の床面積 の合計に 応じ、次 に掲げる 区分		円	建築物省 エネ法第 31条第 1項	
			(a) 20 0平方 メートル未 満のもの	1件	2,300		
			(b) 20 0平方 メートル以 上のもの	1件	2,300		
			b 共同住 宅等の場 合は、当 該共同住 宅等の床 面積の合 計に応じ、 次に掲げ る区分				
			(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	4,600		
			(b) 30 0平方 メートル以 上 2,000 0平方 メートル未 満のもの	1件	9,900		
			(c) 2,0 00平方 メートル以 上5,0 00平方 メートル未 満のもの	1件	2万2,200		
(d) 5,0	1件	3万9,800					

	00平方メートル以上のもの		
(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 20平方メートル未満のもの	1件	1万6,900
	(b) 20平方メートル以上のもの	1件	1万8,900
	b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 30平方メートル未満のもの	1件	3万4,100	
(b) 30平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	5万7,000	

		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	9万7,100
		(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	13万9,200
(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	1件	1万2,400
		(b) 200平方メートル以上のもの	1件	1万3,700
		b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		(a) 300平方	1件	2万4,900

		メートル未満のもの (b) 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	1件	4万2,000
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件	7万3,100
		(d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	10万6,900
(エ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(ウ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	1件	8,600
		(b) 200平方メートル以上のもの	1件	9,200
	b 共同住宅等で評価手法が			

	仕様基準 の場合は、 当該共同 住宅等の 床面積の 合計に応 じ、次に 掲げる区 分		
	(a) 30 0平方 メートル未 満のもの	1件	1万6,200
	(b) 30 0平方 メートル以 上	1件	2万8,100
	2,00 0平方 メートル未 満のもの	1件	5万1,000
	(c) 2,0 00平方 メートル以 上5,0 00平方 メートル未 満のもの	1件	7万7,200
	(d) 5,0 00平方 メートル以 上のもの	1件	4,600
(オ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)又は(キ)に掲げる場合を除く。	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 a 300 平方メートル未	1件	4,600

	のもの b 300 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満	1件	1万3,200
	のもの c 2,000 平方メ ートル以 上5,000 平方メ ートル未 満のもの	1件	3万9,800
	のもの d 5,000 平方メ ートル以 上1万平 方メート ル未満の もの	1件	6万3,000
	のもの e 1万平 方メート ル以上2 万5,000 平方メ ートル未 満のもの	1件	7万9,500
	のもの f 2万5, 000平 方メート ル以上の もの	1件	9万9,400
(カ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)から(エ)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	a 300 平方メ ートル未 満の もの	1件	4万3,100
	b 300 平方メ ートル以 上 2,000	1件	7万2,200

		平方メートル未満のもの c 2,000	1件	11万7,000
		0平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの d 5,000	1件	15万2,800
		0平方メートル未満のもの e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	18万3,700
			1件	21万5,500
	(※) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)又は(イ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		a 300平方メートル未満のもの	1件	4,600
		b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件	1万3,200
		c 2,000平方メ	1件	3万9,800

		<p>メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの</p> <p>e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</p> <p>f 2万5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>6万3,000</p> <p>7万9,500</p> <p>9万9,400</p>
	<p>(ク) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。)</p>	<p>非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分</p> <p>a 300平方メートル未満のもの</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件</p> <p>1件</p> <p>1件</p>	<p>11万2,700</p> <p>18万2,300</p> <p>26万300</p>

		d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件	32万600
		e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	1件	37万9,000
		f 2万5,000平方メートル以上のもの	1件	43万2,300
	(ケ) 住宅及び非住宅建築物の複合建築物		1件	住宅及び非住宅建築物に該当する部分の床面積ごとに(ア)から(カ)までに該当する金額を合計した金額
イ 建築物省エネ法第30条第2項に規定する申出がある場合	(ア) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(カ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(ア) aに掲げる区分による金額を加算した金額
		b 共同住宅等の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合においては、建築設備確認区分による金額を加算した

			額)に、ア(ア) bに掲げる区分による金額を加算した金額
(イ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が標準計算法の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(イ) aに掲げる区分による金額を加算した金額
	b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(イ) bに掲げる区分による金額を加算した金額
(ウ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様・計算併用法の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額)に、ア(ウ) aに掲げる区分による金額を加算した金額

	b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、アウbに掲げる区分による金額を加算した金額
(エ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの（イ、ウ、カ又はクに掲げる場合を除く。）	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、アエaに掲げる区分による金額を加算した金額
	b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合	1件	当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の設置がある場合にあつては、建築設備確認区分による金額を加算した額）に、アエbに掲げる区分による金額を加算した金額
(オ) 建築物省エネ適合証又は性能評価書の	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の	1件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額（建築設備の

	添付があるもの(ア)又は(イ)に掲げる場合を除く。)	場合		設置がある場合にあつては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(イ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(カ)	建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)から(エ)まで又は(ウ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合	1件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(カ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(キ)	建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付があるもの(ア)又は(イ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(キ)に掲げる区分による金額を加算した金額
(ク)	建築物省エネ適合証又は性能評価書の添付がないもの(イ)から(エ)まで又は(ウ)に掲げる場合を	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合	1件	当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、建築物確認区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、建築物確認区分による金額を加算した額)に、ア(ク)に掲げる区分による金額を

	除く。 )		1件	加算した金額
	(カ) 住宅 及び非 住宅建 築物の 複合建 築物		1件	住宅及び非住 宅建築物に該 当する部分の 床面積ごとに (ア)から(カ)まで に該当する金 額を合計した 金額
	ウ 複数の建築物の連携による 建築物エネルギー消費性能向 上計画の認定の場合		1件	計画の変更に 係る一の建築 物ごとのア及 びイに掲げる 区分に応じた 金額を合計し た金額
(225) 削除				

第3条 長崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第240号」を「第242号」に改める。

別表第1第225号から第227号までを次のように改める。

(225) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件	円 2万1,000	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	3万2,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	4万4,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	6万2,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	7万2,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	9万6,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	15万	
	盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	1件	22万8,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	1件	35万4,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	1件	49万8,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件	64万2,000	
(226) 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件	1万6,000	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項
	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	1万8,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	2万1,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	2万4,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	3万4,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	3万7,000	

	土石の堆積を行う土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	4万4,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	1件	5万8,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	1件	7万8,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	1件	11万4,000	
	土石の堆積を行う土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件	13万8,000	
(227) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料		1件	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、64万2,000円を超えるときは、64万2,000円とする。 ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ第225	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項

			号に規定する額に10分の1を乗じて得た金額 イ 新たな盛土又は切土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ第225号に規定する金額 ウ その他の変更については、1万円
--	--	--	--

別表第1中第264号を第266号とし、第228号から第263号までを2号ずつ繰り下げ、第227号の次に次の2号を加える。

<p>(228) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料</p>		<p>1件</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が、13万8,000円を超えるときは、13万8,000円とする。</p> <p>ア 土石の堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ第226号に規定する額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>イ 新たな土石の堆積を行う土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項</p>
------------------------------------	--	-----------	--	---------------------------------------

			地の面積に 応じ第22 6号に規定 する金額 ウ その他の 変更につい ては、1万 円	
(220) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事中の中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件	円 1万	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	1万1,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件	1万2,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	1万3,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	1万5,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	1万6,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	1万7,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	1件	1万8,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	1件	2万	
	盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	1件	2万6,000	
	盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件	2万7,000	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条及び次項の規定 公布の日
- (2) 第 2 条及び附則第 3 項の規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 令和 7 年 5 月 2 3 日

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 8 条第 1 項本文又は第 1 2 条第 1 項の許可に係る第 1 条の規定による改正前の長崎市手数料条例別表第 1 第 2 2 6 号及び第 2 2 7 号の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の長崎市手数料条例の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に申請されるものについて適用し、同日前に申請されたものについては、なお従前の例による。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

## 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 宅地造成等規制法の一部が改正され、宅地造成等工事規制区域等を指定することに伴い、当該区域等で行う宅地造成に関する工事等の許可申請に係る手数料の額等を見直したいのと、土石の堆積に関する工事の許可申請等に係る手数料の額を定めたいのと、関係条文の整理をする必要がある。
- 2 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上

に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、建築物に関する確認申請に係る手数料の額の見直し等をしたい。

3 その他所要の整備をしたい。

## 第 1 3 3 号議案

### 長崎市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(長崎市道路占用料条例の一部改正)

第 1 条 長崎市道路占用料条例(昭和 3 8 年長崎市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「場合で、市長が特に必要があると認める」を削る。

別表道路法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「5 9 8」を「6 5 5」に、「9 1 9」を「1, 0 0 6」に、「1, 2 4 0」を「1, 3 5 7」に、「5 3 4」を「5 8 5」に、「8 5 5」を「9 3 6」に、「1, 1 7 6」を「1, 2 8 7」に、「5 3 」を「5 8 」に、「5 2 4」を「5 7 3」に、「3 2 0」を「3 5 1」に、「1, 0 6 9」を「1, 1 7 0」に、「4 4 9」を「4 9 1」に、「4, 9 6 4」を「4, 8 8 7」に改め、同表道路法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「2 2 」を「2 4 」に、「3 2 」を「3 5 」に、「4 8」を「5 2」に、「6 4 」を「7 0 」に、「9 6」を「1 0 5」に、「1 2 8」を「1 4 0」に、「2 2 4」を「2 4 5」に、「3 2 0」を「3 5 1」に、「6 4 1」を「7 0 2」に改め、同表道路法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の項中「1 0」を「1 1」に、「8 5 5」を「9 3 6」に、「5 3 4」を「5 8 5」に、「3 2 0」を「3 5 1」に、「1, 0 6 9」を「1, 1 7 0」に改め、同表道路法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の項中「1, 0 6 9」を「1, 1 7 0」に改め、同表道路法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の項中「0. 0 0 5」を「0. 0 0 4」に、「0. 0 0 8」を「0. 0 0 6」に、「0. 0 1」を「0. 0 0 8」に、「2, 4 8 2」を「2, 4 4 3」に、「1, 4 8 9」を「1, 4 6 6」に、「1, 0 6 9」を「1, 1 7 0」に

改め、同表道路法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設の項中「4 9」を「4 8」に、「4 9 6」を「4 8 8」に改め、同表道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中「4 9 6」を「4 8 8」に、「4, 9 6 4」を「4, 8 8 7」に、「8 5 5」を「9 3 6」に、「4 9」を「4 8」に、「2, 4 8 2」を「2, 4 4 3」に改め、同表道路法施行令第 7 条第 2 号に掲げる工作物の項及び道路法施行令第 7 条第 3 号に掲げる施設の項中「0. 0 3 3」を「0. 0 3 1」に改め、同表道路法施行令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料の項中「4 9 6」を「4 8 8」に改め、同表道路法施行令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設の項中「1 0 6」を「1 1 7」に改め、同表道路法施行令第 7 条第 8 号に掲げる施設の項中「0. 0 1 6」を「0. 0 1 3」に、「0. 0 2 3」を「0. 0 1 7」に、「0. 0 3 3」を「0. 0 2 5」に改め、同表道路法施行令第 7 条第 9 号に掲げる施設の項中「0. 0 1 2」を「0. 0 1 1」に改め、同表道路法施行令第 7 条第 1 0 号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「0. 0 2 3」を「0. 0 2 2」に、「0. 0 1 2」を「0. 0 1 1」に改め、同表道路法施行令第 7 条第 1 1 号に掲げる応急仮設建築物の項中「0. 0 2 3」を「0. 0 2 2」に、「0. 0 3 3」を「0. 0 3 1」に改め、同表道路法施行令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具の項中「0. 0 3 3」を「0. 0 2 5」に改め、同表道路法施行令第 7 条第 1 3 号に掲げる施設の項中「0. 0 2 3」を「0. 0 2 2」に、「0. 0 3 3」を「0. 0 3 1」に改める。

（長崎市行政財産使用料条例の一部改正）

第 2 条 長崎市行政財産使用料条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「延納又は分納させることができる」を「こ

の限りでない」に改め、同条第3項中「前項本文」を「第2項本文」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、使用の許可の期間が当該使用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに納入させるものとする。

第2条に次の1項を加える。

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を延納させ、又は分納させることができる。

別表第2項中「598」を「655」に、「919」を「1,006」に、「1,240」を「1,357」に、「534」を「585」に、「855」を「936」に、「1,176」を「1,287」に、「53」を「58」に、「524」を「573」に、「320」を「351」に、「1,069」を「1,170」に、「449」を「491」に、「22」を「24」に、「32」を「35」に、「48」を「52」に、「64」を「70」に、「96」を「105」に、「128」を「140」に、「224」を「245」に、「641」を「702」に改める。

(長崎市漁港管理条例の一部改正)

第3条 長崎市漁港管理条例(昭和45年長崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可の期間が当該許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の

使用料等は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに納入させるものとする。

第13条第2項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

別表第2及び別表第3中「598」を「655」に、「919」を「1,006」に、「1,240」を「1,357」に、「534」を「585」に、「855」を「936」に、「1,176」を「1,287」に、「53」を「58」に、「1,069」を「1,170」に、「22」を「24」に、「32」を「35」に、「48」を「52」に、「64」を「70」に、「96」を「105」に、「128」を「140」に、「224」を「245」に、「320」を「351」に、「641」を「702」に改める。

(長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例の一部改正)

第4条 長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例（平成12年長崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、占用の許可の期間が当該占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに徴収する。

別表中「598」を「655」に、「919」を「1,006」に、「1,240」を「1,357」に、「534」を「585」に、「855」を「936」に、「1,176」を「1,287」に、「53」を「58」に、「1,069」を「1,170」に、「22」を「24」に、「32」を「35」に、「48」を「52」に、「64」を「70」に、「96」を「105」に、「128」を「140」に、「224」を「245」に、「320」を「351」に、「641」を「7

02」に改める。

(長崎市都市下水路条例の一部改正)

第5条 長崎市都市下水路条例(平成15年長崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、占用の許可の期間が当該占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を市長が別に定める期日までに徴収する。

別表中「598」を「655」に、「919」を「1,006」に、「1,240」を「1,357」に、「534」を「585」に、「855」を「936」に、「1,176」を「1,287」に、「53」を「58」に、「22」を「24」に、「32」を「35」に、「48」を「52」に、「64」を「70」に、「96」を「105」に、「128」を「140」に、「224」を「245」に、「320」を「351」に、「641」を「702」に、「496」を「488」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中長崎市道路占用料条例第4条ただし書の改正規定、第2条の規定(長崎市行政財産使用料条例別表第2項の改正規定を除く。)、第3条の規定(長崎市漁港管理条例別表第2及び別表第3の改正規定を除く。)、第4条の規定(長崎市海岸保全区域における占用料徴収条例別表の改正規定を除く。)及び第5条の規定(長崎市都市下水路条例別表の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に占有又は使用の許可を受ける者の占有料又は使用料について適用し、同日前に占有又は使用の許可を受けた者の占有料又は使用料については、なお従前の例による。

- (1) 長崎市道路占有料条例別表
- (2) 長崎市行政財産使用料条例別表第2項
- (3) 長崎市漁港管理条例別表第2及び別表第3
- (4) 長崎市海岸保全区域における占有料徴収条例別表
- (5) 長崎市都市下水路条例別表

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、道路等の占有料及び使用料の額を改定したいのと、道路等の占有料及び使用料の徴収に関する規定を整備したいので、この条例案を提出する。

## 第 1 3 4 号議案

長崎市都市公園条例及び長崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

(長崎市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 長崎市都市公園条例(昭和 3 4 年長崎市条例第 2 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 項中「5 9 8」を「6 5 5」に、「9 1 9」を「1, 0 0 6」に、「1, 2 4 0」を「1, 3 5 7」に、「5 3 4」を「5 8 5」に、「8 5 5」を「9 3 6」に、「1, 1 7 6」を「1, 2 8 7」に、「5 3」を「5 8」に、「5 2 4」を「5 7 3」に、「3 2 0」を「3 5 1」に、「1, 0 6 9」を「1, 1 7 0」に、「2 2」を「2 4」に、「3 2」を「3 5」に、「4 8」を「5 2」に、「6 4」を「7 0」に、「9 6」を「1 0 5」に、「1 2 8」を「1 4 0」に、「2 2 4」を「2 4 5」に、「6 4 1」を「7 0 2」に、「4 4 9」を「4 9 1」に、「4 9 6」を「4 8 8」に改める。

(長崎市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 長崎市準用河川占用料徴収条例(平成 1 2 年長崎市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表中「5 9 8」を「6 5 5」に、「9 1 9」を「1, 0 0 6」に、「1, 2 4 0」を「1, 3 5 7」に、「5 3 4」を「5 8 5」に、「8 5 5」を「9 3 6」に、「1, 1 7 6」を「1, 2 8 7」に、「5 3」を「5 8」に、「2 2」を「2 4」に、「3 2」を「3 5」に、「4 8」を「5 2」に、「6 4」を「7 0」に、「9 6」を「1 0 5」に、「1 2 8」を「1 4 0」に、「2 2 4」を「2 4 5」に、「3

20」を「351」に、「641」を「702」に、「496」を「488」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の長崎市都市公園条例の規定及び第2条の規定による改正後の長崎市準用河川占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に占用の許可を受ける者の使用料又は占用料について適用し、同日前に占用の許可を受けた者の使用料又は占用料については、なお従前の例による。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

受益者負担の適正化を図るため、都市公園の使用料及び準用河川の占用料の額を改定したいので、この条例案を提出する。

## 第 1 3 5 号議案

### 長崎市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

長崎市法定外公共物管理条例（平成 1 6 年長崎市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項ただし書中「場合で、市長が特に必要があると認める」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

法定外公共物の占用等に係る占用料の徴収に関する規定を整備したいので、この条例案を提出する。

## 第 1 3 6 号議案

長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び  
単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の一部を改正する条例

(長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
改正)

第 1 条 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭  
和 3 2 年長崎市条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 1 8 条第 2 項中「ことをいう。）」の次に「、修学部分休業 (当該  
職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、1 週  
間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休  
業 (当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日から定年退  
職日 (長崎市職員の定年等に関する条例 (昭和 5 9 年長崎市条例第 3 7  
号) 第 2 条に規定する定年退職日をいう。)) までの期間中、1 週間の勤  
務時間の一部について勤務しないことをいう。))」を加える。

第 1 9 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第 1 9 条の 4 地方公務員法第 2 6 条の 5 第 1 項の規定による承認を受  
けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間につい  
ては、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第 1 9 条の 5 地方公務員法第 2 6 条の 6 第 1 項の規定による承認を受  
けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間につい

ては、給与を支給しない。

(単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年長崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条第2項中「ことをいう。）」の次に「、修学部分休業(当該職員が大学その他の市長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日から定年退職日(長崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎市条例第37号)第2条に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))」を加える。

第15条の4の次に次の2条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第15条の5 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第15条の6 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第2項第4号の改正規定を除く。）及び第2条の規定（単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条第2項第4号の改正規定を除く。） 令和7年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年6月1日  
（経過措置）

2 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

1 修学部分休業等の制度の導入に伴い、本市の上下水道局企業職員又は単純な労務に雇用される一般職の職員が修学部分休業等をした場合の給与の取扱いを定めたい。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必

要がある。

## 第 1 3 7 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(長崎市消防団員の任免等に関する条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 長崎市消防団員の任免等に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 7 7 号）第 3 条第 1 号
- (2) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 8 8 号）第 8 条第 1 項
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号）第 1 8 条の 3 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 8 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例（昭和 3 1 年長崎市条例第 2 4 号）第 8 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 8 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 3 項第 1 号
- (5) 長崎市消防団員退職報償金条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 6 7 号）第 8 条第 1 号
- (6) 長崎市中央卸売市場業務条例（昭和 5 0 年長崎市条例第 1 2 号）第 6 条の 2 第 3 項第 3 号イ、第 1 2 条第 4 項第 2 号、第 1 8 条第 3 項第 2 号及び第 3 0 条第 2 号

(長崎市職員退職年金条例の一部改正)

第 2 条 長崎市職員退職年金条例（昭和 3 1 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 1 項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同

条第2項第1号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第38条第1項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第39条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 長崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年長崎市条例第17号)第16条

(2) 長崎市屋外広告物条例(平成8年長崎市条例第37号)第54条

(3) 長崎市個人情報保護・情報公開審査会条例(平成13年長崎市条例第29号)第15条

(4) 長崎市行政不服審査法施行条例(平成28年長崎市条例第2号)第12条

(5) 長崎市宿泊税条例(令和4年長崎市条例第3号)第21条第1項

(6) 長崎市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年長崎市条例第49号)第53条から第55条まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年

法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文の整理をする必要

があるので、この条例案を提出する。

## 第 1 3 8 号議案

### 長崎市高島いやしの湯条例を廃止する等の条例

(長崎市高島いやしの湯条例の廃止)

第 1 条 長崎市高島いやしの湯条例（平成 1 6 年長崎市条例第 5 2 号）は、  
廃止する。

(長崎市高島いやしの湯条例の一部改正)

第 2 条 長崎市高島いやしの湯条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

区 分	利 用 料 金 の 基 準 額	
	当日券	回数券（12回分）
一 般	円 1 0 0	円 1, 0 0 0
小 学 校 の 児 童	5 0	5 0 0

備考 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をい  
う。

(長崎市池島港浴場条例の一部改正)

第 3 条 長崎市池島港浴場条例（平成 1 6 年長崎市条例第 5 1 号）の一部  
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長崎市公衆浴場条例

第 1 条中「長崎市池島港浴場（以下「池島港浴場」という。）を長崎

市池島町 1 5 4 番地に」を「公衆浴場を」に改める。

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条中「池島港浴場」を「公衆浴場」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「池島港浴場」を「公衆浴場」に改め、同条を第 6 条とし、  
第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条第 1 項中「池島港浴場を利用しようとする者は、別表」を「長  
崎市高島浴場を利用しようとする者にあつては別表第 1、長崎市池島港  
浴場を利用しようとする者にあつては別表第 2」に改め、同条を第 3 条  
とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(名称及び位置)

第 2 条 公衆浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
長崎市高島浴場	長崎市高島町 2 7 0 6 番地 1 9
長崎市池島港浴場	長崎市池島町 1 5 4 番地

別表中「(第 2 条関係)」を「(第 3 条関係)」に改め、同表を別表  
第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 分	金 額	
	当日券	回数券 (1 2 回分)
一 般	円 1 0 0	円 1, 0 0 0
小 学 校 の 児 童	5 0	5 0 0

備考 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び次項の規定は、同年3月25日から施行する。

### （経過措置）

- 2 前項ただし書の規定の施行の日前に発行された第2条の規定による改正前の長崎市高島いやしの湯条例別表に規定する一般公衆浴場に係る回数券は、第2条の規定による改正後の長崎市高島いやしの湯条例別表に規定する回数券とみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された第1条の規定による廃止前の長崎市高島いやしの湯条例別表の規定による回数券は、第3条の規定による改正後の長崎市公衆浴場条例別表第1に規定する回数券とみなす。
- 4 施行日前に発行された第3条の規定による改正前の長崎市池島港浴場条例別表に規定する回数券は、第3条の規定による改正後の長崎市公衆浴場条例別表第2に規定する回数券とみなす。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

利用状況等を勘案して長崎市高島いやしの湯を廃止し、公衆浴場として

長崎市高島浴場を設置したいので、この条例案を提出する。

## 第 1 3 9 号議案

### 財産の交換について

次のとおり財産を交換するものとする。

#### 1 交換に供する財産

##### (1) 土地

所 在	地 番	地 目	面 積
長崎市上町	1 番 1 7	宅 地	8 9 6. 7 8 平方メートル

(2) 価格 6 7 6, 7 4 6, 0 0 0 円

#### 2 交換により取得する財産

##### (1) 建物

所 在	構 造	面 積	備 考
長崎市上町 1 番 1、1 番 3、1 番 4、1 番 5 及び 1 番 1 7	鉄筋コンクリート造地下 2 階地上 1 9 階建	1, 0 5 6. 4 0 平方メートル	一 部

(2) その他 本市の専有面積に相應する共用部分及び附属施設の共有持分並びに本件土地の敷地利用権たる土地所有権の共有持分

(3) 価格 6 7 6, 7 4 6, 0 0 0 円

#### 3 交換の目的

長崎市上町の旧長崎市社会福社会館の土地と N B C 長崎放送本社跡地活用事業において整備される建物等の一部を交換することにより、長崎市社会福社会館の機能を更新するため

#### 4 交換の相手方

(1) 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

三菱地所レジデンス株式会社

取締役社長 宮島 正治

共有持分割合 10分の5

(2) 福岡市中央区薬院一丁目13番8号

九電不動産株式会社

代表取締役社長 大神 徳仁

共有持分割合 10分の3

(3) 東京都港区赤坂一丁目8番1号

日鉄興和不動産株式会社

代表取締役社長 三輪 正浩

共有持分割合 10分の2

## 5 交換時期

令和10年11月30日までの間において、交換により取得する財産の建築完了後に行う土地の所有権移転登記及び建物の所有権保存登記が完了する日

令和6年11月26日提出

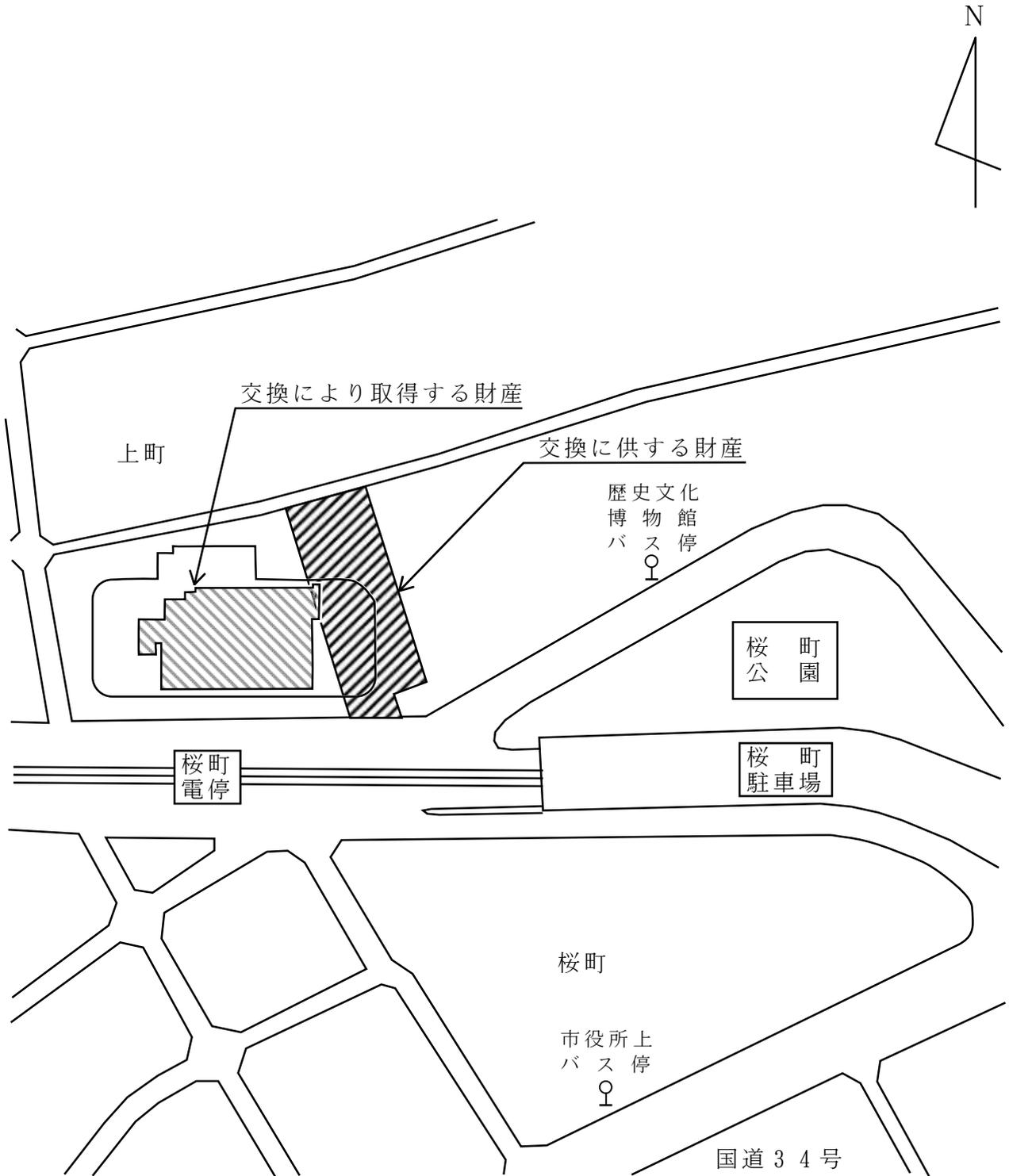
長崎市長 鈴木 史朗

## 理 由

前記のとおり財産を交換したいが、この財産の交換については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

交 換 予 定 財 産 位 置 図



「参 照」

地方自治法

第96条第1項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

## 第140号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

#### 1 公の施設の名称

- (1) 長崎ブリックホール
- (2) 長崎市茂里町駐車場

#### 2 指定管理者 長崎市出島町11番1号

長崎文化振興共同事業体

代表者 長崎市出島町11番1号

株式会社長崎国際テレビ

代表取締役社長 川 畑 年 弘

#### 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

長崎ブリックホール及び長崎市茂里町駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 第141号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市諏訪体育館
- 2 指定管理者 長崎市興善町2番24号  
株式会社ふよう長崎  
代表取締役 田口克己
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市諏訪体育館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第142号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市民総合プール
- 2 指定管理者 長崎市浜町8番30号(株)タナカヤ内  
特定非営利活動法人長崎游泳協会  
理事長 田中直英
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市民総合プールの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第143号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター
- 2 指定管理者 長崎市茂里町2番41号  
公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会  
理事長 三 根 真理子
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第144号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市夜間急患センター
- 2 指定管理者 長崎市栄町2番22号  
一般社団法人長崎市医師会  
会長 松元定次
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市夜間急患センターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第 1 4 5 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立白菊寮
- 2 指定管理者 長崎市恵美須町 4 番 5 号  
一般社団法人ひとり親家庭福社会ながさき  
理事長 福 地 照 子
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市立白菊寮の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第146号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市市民生活プラザ
- 2 指定管理者 長崎市大浜町650番地144  
有限会社ステージプランニングエル  
代表取締役 坂本弘美
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市市民生活プラザの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第147号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館
- 2 指定管理者 東京都港区台場二丁目3番4号  
株式会社乃村工藝社  
代表取締役 奥本清孝
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第148号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市体験の森
- 2 指定管理者 大村市東三城町6番地1  
株式会社シンコー  
代表取締役 田代 スミ子
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木 史朗

### 理 由

長崎市体験の森の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第149号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

#### 1 公の施設の名称

- (1) 長崎ペンギン水族館
- (2) たちばな漁港有料駐車場

#### 2 指定管理者 長崎市旭町8番23号ボナールビルディング404 —2号室

一般財団法人長崎ロープウェイ・水族館

理事長 田 中 洋 一

#### 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

長崎ペンギン水族館及びたちばな漁港有料駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第150号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市高島ふれあい海岸飛島磯釣り公園
- 2 指定管理者 長崎市伊王島町2丁目2047番地2  
西彼南部漁業協同組合  
代表理事組合長 永田直樹
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市高島ふれあい海岸飛島磯釣り公園の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第151号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市高島ふれあい海岸高島海水浴場  
長崎市高島ふれあい海岸高島ふれあいキャンプ場
- 2 指定管理者 長崎市高島町2709番地5  
高島振興協同組合  
代表理事 松 尾 保
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市高島ふれあい海岸の高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第 1 5 2 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市道の駅夕陽が丘そとめ
- 2 指定管理者 長崎市興善町 6 番 7 号  
そとめ「食」と「農」の架け橋共同事業体  
代表者 長崎市興善町 6 番 7 号  
長崎西彼農業協同組合  
代表理事組合長 中 川 一 範
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市道の駅夕陽が丘そとめの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第 1 5 3 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

#### 1 公の施設の名称

(1) 稲佐山公園

(2) 長崎ロープウェイ

#### 2 指定管理者 長崎市湍町 3 番 9 号

アトラクト稲佐山共同事業体

代表者 長崎市湍町 3 番 9 号

株式会社大和総業

代表取締役 尾 本 久 男

#### 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

#### 理 由

稲佐山公園及び長崎ロープウェイの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第154号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎東公園
- 2 指定管理者 長崎市尾上町5番6号  
株式会社NBCソシア  
代表取締役 藤 井 潤
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎東公園の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第 1 5 5 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市総合運動公園
- 2 指 定 管 理 者 長崎市清水町 5 番 7 1 号  
長崎消毒社・N C C 共同事業体  
代表者 長崎市清水町 5 番 7 1 号  
株式会社長崎消毒社  
代表取締役 辻 健 二
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市総合運動公園の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第 1 5 6 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎公園
- 2 指 定 管 理 者 長崎市畝刈町 1 6 1 3 番地 2 5 1  
株式会社松田久花園  
代表取締役 松 田 英 明
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎公園の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第157号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市桜町駐車場
- 2 指定管理者 長崎市栄町4番17号  
株式会社ビバホーム  
代表取締役 寺 脇 志 貴
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市桜町駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第 1 5 8 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市民会館地下駐車場
- 2 指 定 管 理 者 長崎市桶屋町 2 5 番地  
株式会社トラスティ建物管理  
代表取締役 上 戸 謙 二
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市民会館地下駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第 1 5 9 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市松が枝町駐車場  
長崎市松が枝町第 2 駐車場
- 2 指定管理者 長崎市城栄町 5 番 3 号  
株式会社長南  
代表取締役 本 松 寿 子
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市松が枝町駐車場及び長崎市松が枝町第 2 駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第160号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市平和公園駐車場
- 2 指定管理者 長崎市御船蔵町6番3号  
株式会社司コーポレーション  
代表取締役 庄 司 鉄 平
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市平和公園駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第161号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市松山町駐車場
- 2 指定管理者 長崎市中園町20番16号  
株式会社城保安警備  
代表取締役 築 城 鉄 也
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市松山町駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第162号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市築町二輪車等駐車場
- 2 指定管理者 長崎市築町3番18号  
長崎つきまち株式会社  
代表取締役 井村 淳一
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木 史朗

### 理 由

長崎市築町二輪車等駐車場の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第163号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 市営住宅及び共同施設
- 2 指定管理者 長崎市桶屋町25番地  
                  トラスティ建物管理・エルベック共同事業体  
                  代表者 長崎市桶屋町25番地  
                                  株式会社トラスティ建物管理  
                                  代表取締役 上戸謙二
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

市営住宅及び共同施設の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第164号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立あじさい荘
- 2 指定管理者 長崎市坂本3丁目1番1号  
坂本校区連合自治会  
会長 深堀 義昭
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木 史朗

### 理 由

長崎市立あじさい荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第165号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立わかな荘
- 2 指定管理者 長崎市田上2丁目15番12号  
社会福祉法人優輝会  
理事長 蒔本 恭
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市立わかな荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第166号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立すみれ荘
- 2 指定管理者 長崎市油木町65番地14  
社会福祉法人致遠会  
理事長 野濱 哲二
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木 史朗

### 理 由

長崎市立すみれ荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第167号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立ひまわり荘
- 2 指定管理者 長崎市五島町5番36号  
オリエンタル・ビル管理株式会社  
代表取締役 熊井良典
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市立ひまわり荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第168号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立つばき荘
- 2 指定管理者 東京都港区芝公園二丁目4番1号  
三菱電機ライフサービス株式会社  
代表取締役 船尾英司
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市立つばき荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第169号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立さくら荘
- 2 指定管理者 長崎市五島町5番36号  
オリエンタル・ビル管理株式会社  
代表取締役 熊井良典
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市立さくら荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第170号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立つつじ荘
- 2 指定管理者 長崎市錦2丁目1番1号  
医療法人友愛会  
理事長 田川 雅 浩
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市立つつじ荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第 171 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立式見荘
- 2 指定管理者 長崎市向町 60 番地 6  
長崎市式見地区老人クラブ連合会  
会長 浅井 幸秀
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 26 日提出

長崎市長 鈴木 史朗

### 理 由

長崎市立式見荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第 172 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市福田地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市大浜町 9 4 2 番地 1 9  
福田小学校区コミュニティ連絡協議会  
会長 田 中 洋 一
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市福田地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第 1 7 3 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立東望荘
- 2 指定管理者 長崎市五島町 5 番 3 6 号  
オリエンタル・ビル管理株式会社  
代表取締役 熊 井 良 典
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市立東望荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第 1 7 4 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立しらゆり荘
- 2 指定管理者 長崎市深堀町 2 丁目 6 7 番地  
株式会社ペシェ・ドマーニ  
代表取締役 山 口 哲 範
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市立しらゆり荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第 1 7 5 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立香焼ひまわり
- 2 指定管理者 長崎市恵美須町 4 番 5 号  
社会福祉法人長崎市社会福祉協議会  
会長 馬 場 豊 子
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市立香焼ひまわりの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第176号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市蚊焼地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市蚊焼町3020番地1  
蚊焼地区コミュニティ協議会  
会長 武次良治
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市蚊焼地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第177号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市健康づくりセンター
- 2 指定管理者 長崎市五島町5番36号  
オリエンタル・ビル管理株式会社  
代表取締役 熊井良典
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市健康づくりセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第 1 7 8 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市立舞の浜荘
- 2 指定管理者 長崎市三重町 1 1 4 2 番地 1  
三重地区連合自治会  
会長 辻 郷 英 樹
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市立舞の浜荘の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第179号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市三重地区市民センター
- 2 指定管理者 長崎市畝刈町28番地7  
三重地区市民センター運営委員会  
会長 辻 郷 英 樹
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市三重地区市民センターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第180号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市科学館
- 2 指定管理者 長崎市淵町2番25号  
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社  
代表取締役社長 大熊稔幸
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

長崎市科学館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

## 第 1 8 1 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

#### 1 公の施設の名称

- (1) 長崎市北公民館
- (2) 長崎市チトセピアホール

#### 2 指定管理者 長崎市西山 2 丁目 2 2 番 1 8 号

有限会社ステージサービス

取締役 出口 亮 太

#### 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

長崎市北公民館及び長崎市チトセピアホールの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

## 第 1 8 2 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定の一部変更について

令和 3 年 1 2 月 1 0 日に議会の議決を経て指定した長崎市伊王島灯台記念館及び長崎市伊王島海水浴場交流施設の指定管理者の指定の一部を次のとおり変更するものとする。

#### 1 公の施設の名称

- (1) 長崎市伊王島灯台記念館（令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで）
- (2) 長崎市伊王島海水浴場交流施設（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

長崎市伊王島灯台記念館及び長崎市伊王島海水浴場交流施設の指定管理者の指定については、同交流施設の廃止に伴い、指定管理者に管理を行わせる公の施設を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和3年12月10日議決)

公の施設の指定管理者の指定について

1 公の施設の名称

- (1) 長崎市伊王島灯台記念館
- (2) 長崎市伊王島海水浴場交流施設

2 指 定 管 理 者 長崎市伊王島町1丁目甲3277番地7

株式会社K P G H O T E L & R E S O R T

代表取締役 加 藤 友 康

3 指 定 の 期 間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 第 1 8 3 号議案

### 工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 市道虹が丘町西町 1 号線橋梁上部工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 4 5 2, 5 9 5, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 7 月 2 1 日まで
- 5 相 手 方 矢田工業・松島建設工業特定建設工事共同企業体  
代表者 福岡市博多区比恵町 1 番 3 0 - 2 0 6 号  
矢田工業株式会社九州営業所  
所 長 青 木 肇  
  
長崎市万才町 1 番 1 号  
松島建設工業株式会社  
代表取締役 平 田 耕 一

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

市道虹が丘町西町 1 号線橋梁上部工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

市道虹が丘町西町 1 号線橋梁上部工事の概要

1	工事場所	若竹町		
2	工事内容	延	長	7 5 メートル
		橋	長	6 4 メートル
		工場製作工		2 6 8. 5 トン
		架 設 工		一式
		床 版 工		一式
		橋梁付属物工		一式
		舗 装 工		一式
		仮橋撤去工		一式

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 第 1 8 4 号議案

### 工事の請負契約の一部変更について

令和 4 年 9 月 9 日に議会の議決を得て締結し、令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て一部変更した新東工場整備運営事業 建設工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 23,388,658,386 円

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

新東工場整備運営事業 建設工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したため、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和4年9月9日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 新東工場整備運営事業 建設工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 20,559,000,000円(令和6年3月15日に議会の議決を得て21,338,900,000円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和8年3月31日まで(令和6年3月15日に議会の議決を得て議会の議決を得た日から令和8年6月15日までに変更)
- 5 相 手 方 三菱・フジタ・MHITC特定建設工事共同企業体  
代表者 福岡市博多区博多駅中央街8番27号  
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社  
九州支店  
支 店 長 小 倉 智 治  
福岡市博多区下川端町1番1号  
株式会社フジタ九州支店  
支 店 長 安 東 則 好  
長崎市飽の浦町5番3号  
三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社  
西日本建設統括部  
西日本建設統括部長 田 川 重 二

## 第185号議案

### 訴えの提起について

長崎市は、次により長崎市ふるさと納税事務代行業務委託等の契約不適合に伴う違約金及び遅延損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

#### 1 原告

長崎市

代表者 長崎市長 鈴木史朗

#### 2 被告

佐賀県西松浦郡有田町本町丙972番地32

株式会社スチームシップ

代表者 代表取締役 藤山雷太

#### 3 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金34,469,262円及びこれに対する令和6年9月7日から支払済みまで年2.5分の割合による遅延損害金を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言

#### 4 訴訟遂行の方針

付随請求、裁判上の和解、上訴その他本件処理に関する事項は、市長に一任するものとする。

令和6年11月26日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

長崎市ふるさと納税事務代行業務委託等の契約不適合に伴う違約金及び遅延損害金の支払を求めるため、訴えを提起したいが、この訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

## 「参 照」

### 地方自治法

第96条第1項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

## 第 1 8 6 号議案

### 市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
戸石町 5 9 号線	長崎市戸石町	
	長崎市戸石町	
東町 8 1 号線	長崎市東町	
	長崎市東町	

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

長崎市長 鈴木史朗

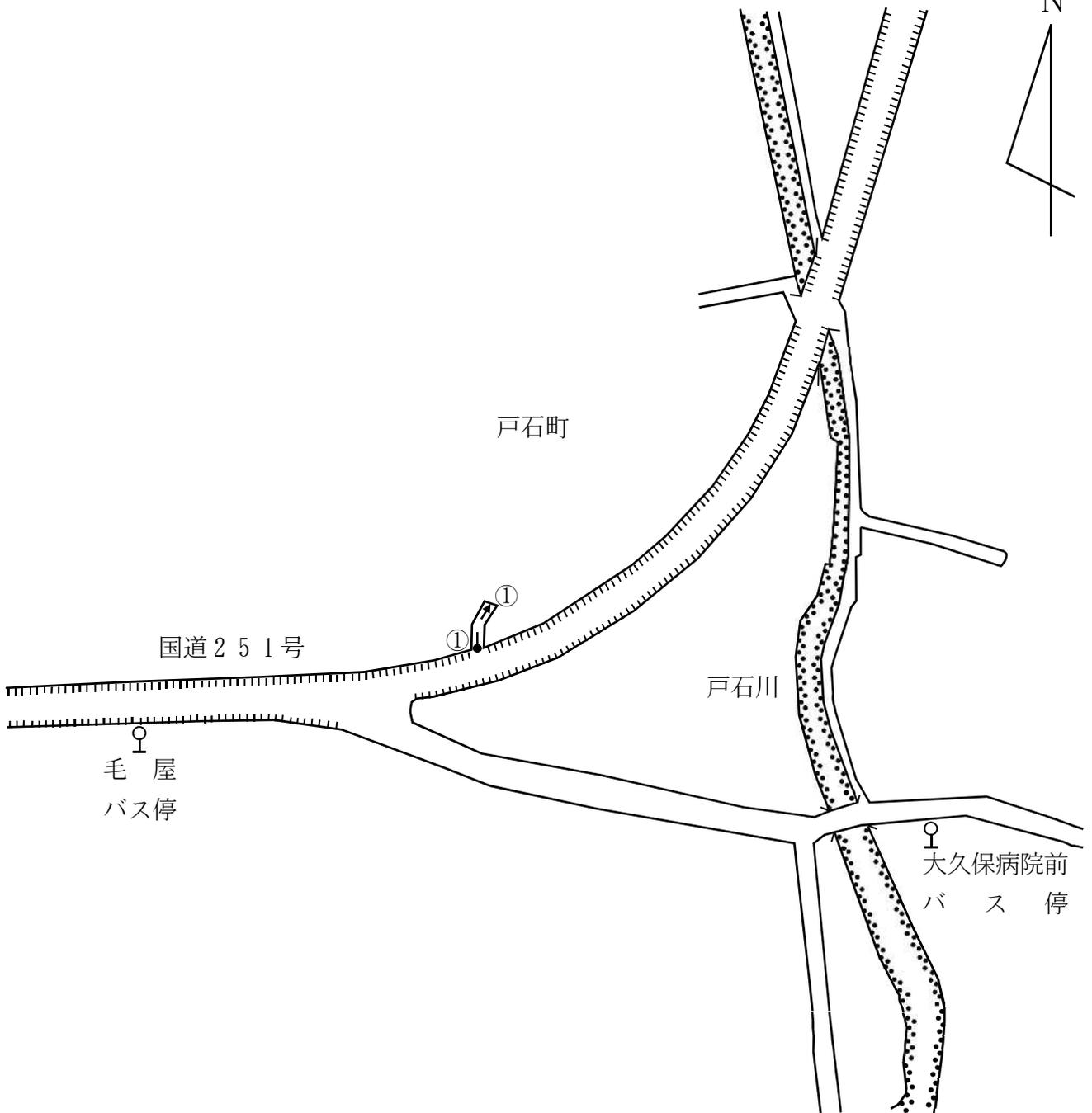
### 理 由

道路の帰属に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

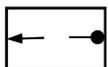
「参考」

# 市道路線認定図

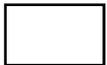
(1)  
N



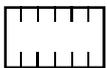
## 凡 例



認 定 路 線



既 認 定 路 線



国 道



河 川 等

## 路 線 名 対 照

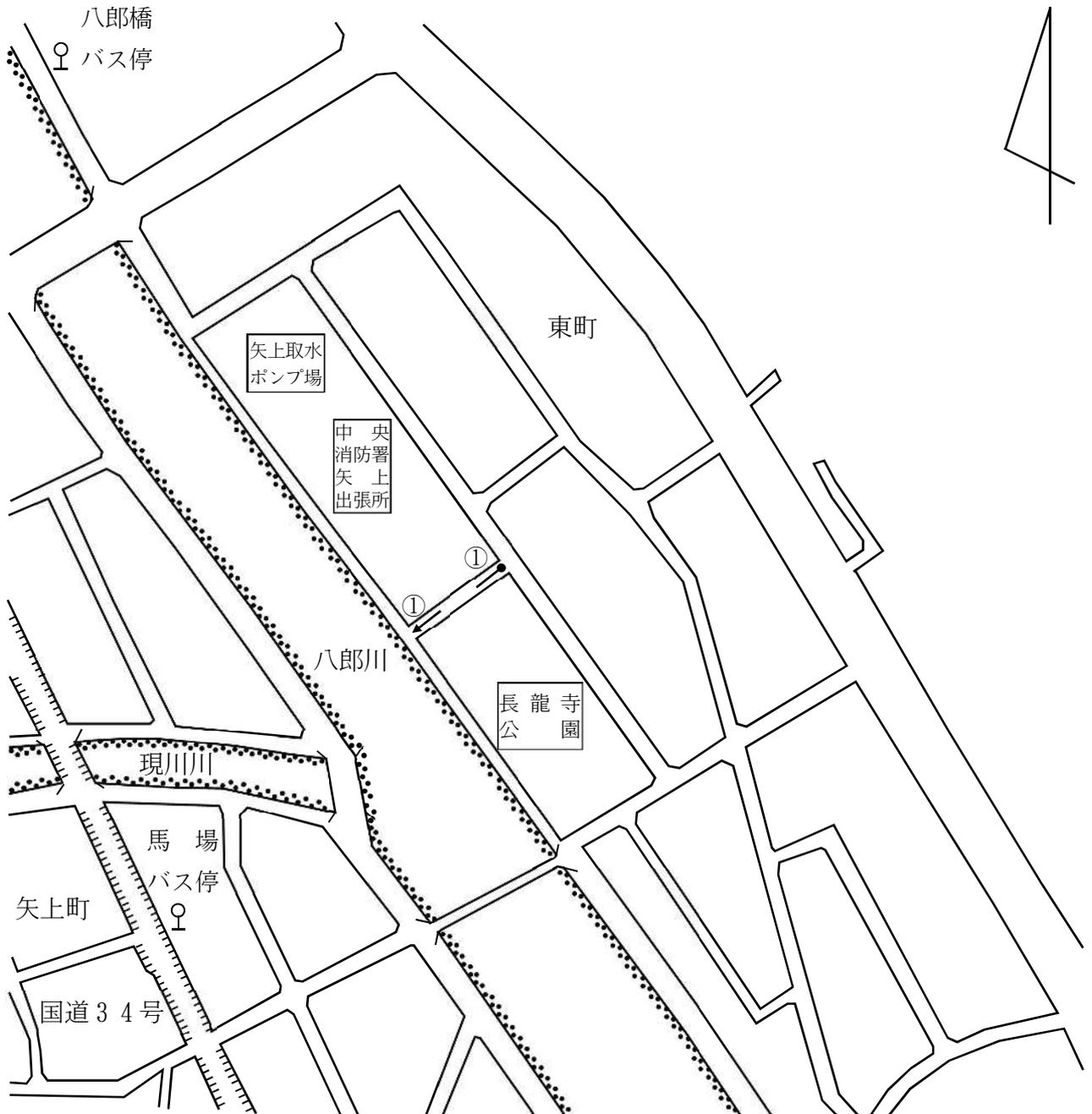
番 号	路 線 名	備 考
①	戸 石 町 5 9 号 線	認 定

「参 考」

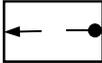
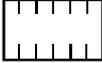
市 道 路 線 認 定 図

( 2 )

N



凡 例

-  認 定 路 線
-  既 認 定 路 線
-  国 道
-  河 川 等

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	東 町 8 1 号 線	認 定

「参 照」

## 道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

## 第 1 9 6 号議案

### 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 第 1 項第 1 号中「3 0 9, 2 0 0 円」を「3 1 0, 0 0 0 円」に改める。

第 1 8 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2. 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 2. 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 6 8. 7 5」との次に「、1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 1. 2 5」とを加える。

第 1 8 条の 5 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 2. 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 2. 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7. 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 8. 7 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 4 8. 7 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 1. 2 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 183,500	円 230,000	円 261,300	円 287,300	円 309,800	円 335,000	円 373,400	円 415,600	円 465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200

18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500

42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			

66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				

90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	347,400						
95		299,700	347,800						
96		300,100	348,200						
97		300,300	348,400						
98		300,600	348,800						
99		301,000	349,200						
100		301,400	349,500						
101		301,600	349,800						
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						

	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額								
		192,000円	219,500円	260,000円	279,700円	294,900円	320,600円	362,700円	396,200円	448,000円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 医療職給料表(1)を次のように改める。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
年 再 用 時 勤 職 以 の 員 外 職 務 員 の 再 任 前 定	1	291,400 <sup>円</sup>	370,000 <sup>円</sup>	426,700 <sup>円</sup>	484,400 <sup>円</sup>
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000

27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300

58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	580,200
67		477,500	529,400	581,100
68		478,100	530,300	582,000
69		478,400	531,200	582,900
70		479,000	532,000	583,800
71		479,700	532,900	584,700
72		480,400	533,800	585,600
73		480,800	534,600	586,500
74		481,400	535,500	587,400
75		482,100	536,400	588,300
76		482,800	537,100	589,200
77		483,200	537,900	590,100
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	

	89		489,200	548,400	
	90		489,800	549,300	
	91		490,400	550,200	
	92		490,800	551,100	
	93		491,300	551,900	
	94		491,900	552,800	
	95		492,500	553,700	
	96		493,000	554,600	
	97		493,500	555,400	
	98			556,300	
	99			557,200	
	100			558,100	
	101			558,900	
	102			559,800	
	103			560,700	
	104			561,600	
	105			562,400	
	106			563,300	
	107			564,200	
	108			565,100	
	109			565,900	
	110			566,800	
	111			567,700	
	112			568,600	
	113			569,400	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700円	344,400円	399,500円	473,300円

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。

別表第 2 医療職給料表(3)を次のように改める。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 再任用 短時間勤務 職員以外の職員	1	円 207,700	円 240,600	円 277,600	円 293,000	円 310,300
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200

27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600

58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900

89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		

120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100			
148	308,600	340,500			
149	308,800	340,800			
150	309,000	341,200			

	151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		239,700 円	260,200 円	267,500 円	277,900 円	294,300 円

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護教師及び准看護師で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第18条の5第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第4条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与等に関する条例(昭和28年長崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の222.5」との次に「、「100分の

「175」とあるのは「100分の232.5」とを加える。

第6条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の170」を「100分の172.5」に、「100分の222.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第7条 非常勤の職員の報酬等に関する条例(昭和31年長崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第8条 非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(長崎市監査委員条例の一部改正)

第9条 長崎市監査委員条例(昭和39年長崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「100分の222.5」との次に「、「100分の175」とあるのは「100分の232.5」とを加える。

第10条 長崎市監査委員条例の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「100分の170」を「100分の172.5」に、「100分の222.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和41年長崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の222.5」との次に「、「100分の175」とあるのは「100分の232.5」と」を加える。

第12条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の170」を「100分の172.5」に、「100分の222.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第13条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に改める。

第9条第2項中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第14条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職の職員給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の非常勤職員報酬条例」という。）の規定、第9条の規定による改正後の長崎市監査委員条例（以下「改正後の監査委員条例」という。）の規定、第11条の規定による改正後の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。）の規定及び第13条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の一般職の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定又は第13条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 改正後の市長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改

正後の非常勤職員報酬条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の市長及び副市長の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の非常勤の職員の報酬等に関する条例の規定、第9条の規定による改正前の長崎市監査委員条例の規定又は第11条の規定による改正前の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の非常勤職員報酬条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和6年12月13日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市の一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定したい。
- 2 特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定したい。
- 3 市長、副市長、教育長、議会の議員、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の期末手当の支給割合を改定したい。